

## 【提言】 廃棄食品の不正流通を防止し、消費者の安全を確保するために

廃棄されたはずの「ビーフカツ」がスーパーで販売されたり、お弁当の食材に使用されていたというニュースには大変驚かされました。その後、当該食品卸売事業者の倉庫には、廃棄処理を依頼された 35 品目 60 製品もの商品があり、複数の食品関連事業者が介在しているなど廃棄されるべき食品の不正流通が大規模に行われていたという驚くべき事実が明らかになりました。幸い、食中毒などの被害が発生することはなかったようですが、消費者は廃棄されるべき食品であることを知らずに購入・消費していたのです。このような消費者の安全がおびやかされる事態が二度と起こらないようにしなければなりません。

今回の問題は、食品安全・表示・食品ロス・廃棄物処理・リサイクルなどが複雑に絡み合うものですが、再発防止のために国や地方自治体などの行政機関の役割、特に消費者の安全を最優先すべき消費者庁の司令塔の役割等を検証するとともに、食品関連事業者、廃棄物処理業者の責任を明確にすることが必要であると思います。

私たちは、食品関連事業者、中央省庁、地方自治体等の関係者の方々にも参加していただき、「これでいいのか！廃棄食品不正流通」と題して今回の問題について意見交換を行いました。

私たちは、廃棄食品の不正流通を防止し、消費者の安全を確保するために、つぎのように提言します。

- 1、食品関連事業者は、食品ロス削減の観点からも「食品廃棄物の排出そのもの」の削減に努めること。
- 1、食品関連事業者は、食品を廃棄する場合には、そのまま商品として転売することができないような処理を確実に行うこと。
- 1、排出事業者は、排出者責任を徹底すること。そのために、廃棄物のトレーサビリティを確実に実施すること。
- 1、行政は、廃棄物処理業者の法令順守が徹底されるよう、抜き打ちの立入検査など再発防止策を実行するとともに、優良事業者の育成などを通じて廃棄物処理業者の透明性と信頼性の向上をはかること。
- 1、消費者庁は、消費者安全に関する緊急事態等の対応においては、今後も司令塔の役割を発揮し、関係省庁と連携して速やかに対処すること。
- 1、地方自治体は消費者の安全確保のために関係部局の連携を図り、緊急事態時に速やかに対応できるような体制を整えること。消費者庁はそのための支援を行うこと。
- 1、不正防止のために公益通報者保護法が有効に機能するよう、速やかに法改正を行うこと（通報者保護の要件・効果等）。

消費者・消費者団体は、消費生活の安全を確保するために行政及び事業者が十分に役割を果たすよう常に働きかけましょう。また、大きな課題になっている食品ロスの削減に消費者の立場から取り組みましょう。

2016年7月1日

PLオンブズ会議

一般社団法人 全国消費者団体連絡会